



特定最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第 4 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年長崎労働局最低賃金公示第 4 号）の一部を次のとおり改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月 4 日

長崎労働局長 黒田 正彦

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金

第 4 号中「1 時間 757 円」を「1 時間 760 円」に改める。